

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」 制度概要

背景

本県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、同様の事案に対して抑止策を講じることが急務となっています。

このため、一定の土砂の埋立て、盛土等について規制措置を講じるための条例を制定します。

目的

土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保する。

許可制度

面積3,000㎡以上の埋立て等（埋立て）が対象。

【第9条】

※令和6年9月に福島県全域が盛土規制法の規制区域に指定されたため、宅地造成等工事区域及び特定盛土等規制区域における土砂等の盛土その他の土砂等の堆積については、盛土規制法の許可が必要となり、本条例の許可制度の対象外【第35条】

手続きの流れ

土地所有者の同意【第10条】
住民に対する周知【第11条】

許可申請【第12条】

知事による許可【第13条】

搬入の届出[※]【第16条、第18条、第20条】

埋立て等の実施

完了届【第25条】

完了時の
土壌検査報告[※]【第17条、第19条、
第21条】

【申請事項】

申請者
土地の面積、土砂等の量
埋立て等を行う期間
土砂等の搬入・埋立て等の
施行に関する計画 など

【許可基準】

構造上の安全基準への適合
事業を継続できる資力
土地所有者の同意 など

【添付書類】

土砂等採取元証明書、検査試料採取調書、
計量証明書、土砂等の採取場所の平面図、
現場写真、事業に係る許可証の写し など

知事による報告徴収、立入検査、命令等違反の公表が可能

【第31～33条】

【義務】

管理責任者の設置
標識の掲示、境界標の設置
管理台帳の作成
土砂等の量の知事への報告（6か月ごと）

【第22～24条】

【報告】

【提出書類】土壌検査報告書、検査試料採取調書、
計量証明書、土砂等の採取場所の平面図、現場写真 など
【報告期限】土砂等の搬入を開始した日から6月（3月）ご
とに土壌検査を行い、6月（3月）を経過した日から
1月を経過する日までに報告【第17条、第19条、第21条】

知事による安全基準への適合性検査

【添付書類】

土壌検査報告書、検査試料採取調書、
計量証明書、土砂等の採取場所の平面図、
現場写真 など

※盛土規制法の許可を受けて行う事業でも、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は土砂等の搬入の届出、工事実施中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告が必要です。

安全基準

項目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下	土壌1kgにつき水銀15mg以下
水銀及びその化合物のうちアルキル水銀	検液中にアルキル水銀が検出されないこと	
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下	土壌1kgにつきセレン150mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下	土壌1kgにつき鉛150mg以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下	土壌1kgにつき砒素150mg以下 なお、土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合には、土壌1kgにつき砒素15mg未満
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下	
銅		土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土壌1kgにつき125mg未満

行政処分、罰則

行政処分	罰 則
【第28～29条】	【第37～41条】
停止命令	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
措置命令	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
許可取消	50万円以下の罰金 30万円以下の罰金
・災害の発生防止に緊急の必要性	・無許可埋立、災害の発生防止の緊急の必要性による命令違反 など
・安全基準不適合 など	・安全基準への不適合による命令違反 など
・義務違反、命令違反 など	・その他の違反

施行期日等

【当 初 施 行 期 日】 令和6年6月1日
【改正条例施行期日】 令和7年8月1日